

令和6年1月24日

伊丹市立市民まちづくりプラザ指定管理者選定に係る  
サウンディング型市場調査実施要領

伊丹市 市民自治部 まちづくり室  
まちづくり推進課

1. 調査の目的

伊丹市立市民まちづくりプラザは、参画と協働によるまちづくりの推進を目的として、平成16年に設置された施設です。今回の調査は主に、指定管理者がより効果的に事業を実施できる環境の整備のため、募集要項及び仕様書を最適化すること、また、当該委託事業に係る指定管理委託料の適正化を目的として実施し、調査結果を基に市内及び近隣自治体の事業者が応募しやすい形式での募集方法を検討します。

2. 対象施設の概要

名称：伊丹市立市民まちづくりプラザ（以下「市民まちづくりプラザ」という）

所在地：伊丹市昆陽池2丁目1番地（スワンホール1階フロア）

設置目的：市民の参画と協働によるまちづくり活動の推進を図る。

延床面積：市民まちづくりプラザとしての占有スペースはありません。

事務、窓口スペースを公民館職員と兼用しながら、指定管理業務を行っていただきます。また、講座・イベント等を行う際にはスワンホール内の貸室等を利用して実施いただきます。施設実施事業として講座・イベント等を実施する場合は貸室使用料の減免が可能です。

（第7期募集要項 P2 スワンホール1階フロア図参照）

※フロア図では便宜上、市民まちづくりプラザと公民館事務所の間を点線で区切ってありますが、実際には間仕切り等はありません。

### 3. スケジュール

調査実施要領公開	令和6年1月24日（水）
エントリー期限	令和6年2月29日（木）
現地視察会の開催 ※視察会への参加は任意です。	令和6年2月22日（木）、2月27日（火）、又は任意の日程 ※基本的には上記の2日間から選択いただきますが、参加が難しい場合には個別に調整します。 ※現地視察を希望する場合は、令和6年2月20日までにエントリーしてください。
ヒアリングシートの提出	ヒアリング前日までに末尾のメールアドレスにヒアリングシートを提出してください。
ヒアリング実施日時 ※事業者ごとに実施	令和6年3月13日（水）～3月29日（金） ※土日祝日を除く。※具体的な日程は個別に調整する。
実施結果概要の公表	令和6年4月（予定）

### 4. ヒアリングの対象

当該施設の管理・運営に関心のある法人等(法人格は問いません)とします。ただし、次の事項に該当する場合は申請できません。

- (1) 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けた法人、又は代表者に破産手続開始の決定を受け復権を得ないものがあるその他団体
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第4条各号に該当するもの
- (5) 国税、地方税を滞納しているもの
- (6) 本市において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

## 5. ヒアリングの内容

### ○前提条件と基本的な考え方

本施設は参画と協働によるまちづくり活動の推進を目的としています。市内まちづくり活動の支援、及び、まちづくり活動に取り組む団体と行政セクションとの協働の推進に際して、

- ・事業者から見た施設のポテンシャルと課題
- ・応募するための条件と課題
- ・ノウハウを活用したサービスの向上
- ・効果的・効率的な管理

について意見や提案をいただければと存じます。

### ○市が特に検討したい内容

- ・人員配置について

運営に係る人員配置として、常時2名(常勤スタッフ2名+パートタイムスタッフ1名)を想定しています。より効果的に事業を実施するために必要な人員体制について、お考えをお聞かせください。

- ・指定期間について

現在の指定管理期間は5年間ですが、物価や人件費の上昇を踏まえ、3年間とすることを検討しています。応募を検討するにあたり、適切な指定管理期間についてお考えをお聞かせください。

- ・指定管理委託料について

本施設では貸室等を備えていないため、有料講座等による事業収入以外は実質的に指定管理委託料に依存した収入状況となる一方、支出は維持管理経費が比較的少なく、人件費が大きくなる傾向にあります。必要となるスタッフの待遇を維持し、適切に業務を遂行するために必要なおおよその金額をご提示ください。

- ・その他

募集要項や仕様書における懸念点について、忌憚のないご意見をお聞かせください。

## 6. 留意事項

- 本調査に要する費用の弁償及び報酬の提供はありません。
- 提供する資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。また、本調査の参加者は当該資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- 対話方式のヒアリング以外に、別途電子メール等による継続的な対話をお願いすることがあります。

- 本調査で意見・提案いただいた内容は、令和6年度に実施を予定している指定管理者の選定(公募)方法や施設の管理運営方法、制度の見直しなどを検討する際の参考としますが、必ず反映されるものではありません。
- 本調査への参加実績が指定管理者の選定にあたっての公募の際に優位性を持つものではありません。また、本調査で意見・提案いただいた内容については、公募に際して提案の義務を課すものではありません。

**【お問い合わせ】**

伊丹市まちづくり推進課 参画・協働グループ

担 当：伊次、近藤、松本

電話番号：072-780-3533

メールアドレス：m-machi@city.itami.lg.jp